

質問回答書

件名 令和6年度(第2四半期以降分)横浜市立保育所職員等消化器系病原菌検査業務

	項目	質問	回答
1	5 検査項目	「培養検査」とありますが、弊社では検査日数短縮の為に、PCRスクリーニング法で検査を行い、擬陽性者のみ培養検査を行っております。この場合も検査精度には問題ございませんが、このような検査方法でも宜しいでしょうか。	問題ありません。
2	5 検査項目	腸管出血性大腸菌は、0157 でしょうか。	検査対象は腸管出血性大腸菌であり、0157 に限りません。
3	6 検査容器	「採便部分は綿棒状」とありますが、弊社の検査資材はプラスチック製で、採便部にくぼみがあります。この形状でも問題なく採取は可能ですが、こちらでも宜しいでしょうか。	採便容器の形は「綿棒状」に限ります。 なお、検査資材の材質はプラスチック製で問題ありません。
4	7 検査資材の配布	各受検者の名簿データを送付頂けますでしょうか。また名簿受領後から第1回配布まで1～2週間程度要しますが、ご了承頂けますでしょうか。	直近のデータの提供は可能です。 また、資材等一式の各施設への配付は、検体提出準備等に時間を要することから概ね1週間以内のご対応をお願いします。
5	8 検体の回収	「受託者が回収」「回収の方法は郵送」とありますが、すべて郵送による回収という理解でよろしいでしょうか。また(3)の「随時回収」も同様に、郵送でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
6	8 検体の回収	取りまとめに間に合わない検体について随時回収となっているのですが、これは郵送ということでしょうか。	貴見のとおりです。
7	8 検体の回収	別表2の日程で施設ごとに取りまとめて提出する理解ですが、この提出日に間に合わなかった場合の提出は、受検者負担で郵送頂けるのでしょうか。もしその分も弊社負担の場合は、1か月の平均提出回数をご教示頂けますでしょうか。	郵送料は全て受託者負担となります。施設ごとに業務形態等が異なることから平均をお示しすることは困難であるため、毎月追加提出が行われることを前提とした入札金額の設定をお願いします。

8	8 検体の回収	取りまとめに間に合わない場合の随時回収について、想定数量を教えてください。	施設ごとに業務形態等が異なることから想定数量をお示しすることは困難です。
9	9 検査の実施	弊社の報告書様式は、(3)の内容は網羅されていますが、表記文言が異なります。こちらでも問題ないでしょうか。	検査結果を正確に確認できる内容であれば、文言が異なることに問題ありません。
10	10 検査結果等の報告	弊社の報告書様式は、施設ごとの同日到着分が1枚に記載されています。「全検体の検査結果を記載した報告書」は、それらをすべて出力して、発送すれば宜しいでしょうか。	検査結果を施設ごとに確認できる形式であれば問題ありません。ただし、「11 検査結果報告書の提出方法等」のとおり、報告書の提出はダウンロードする方法に限ります。
11	11 検査結果報告書の提出方法等	「同報告書を閲覧及びダウンロード可能な状態」とありますが、弊社のWEBサイトでは、報告書の検索・ダウンロードはできますが、結果の閲覧はPDFデータをダウンロードしないとできません。(ブラウザ上には、結果が表示されません)こちらでも問題ないでしょうか。	施設ごとにダウンロード可能であれば問題ありません。
12	11 検査結果報告書の提出方法等	委託者向けにWEBサイトを個別設定する為、利用開始できるのは7月中旬を見込んでいたのですが宜しいでしょうか。	問題ありません。利用開始前に操作方法等を各施設に周知をお願いします。
13	11 検査結果報告書の提出方法等	他事業者が運営するクラウドサービスの利用を禁ずるとのことですが、弊社の報告システムがグループ会社主体となっているシステムですが、問題ないでしょうか。	報告システムを運営する事業者と貴社に明確な資本関係があり、かつ責任の所在が受託者である貴社にあることが明確に示すことが可能である場合は、問題ありません。
14	入札に関して	昨年度の落札者と落札金額を教えてください。	落札者：一般財団法人 東京顕微鏡院 落札金額：4,591,156円(税抜き)となります。
15	【個人情報取扱特記事項】 第7条 個人情報が記録された資料等の返還等	契約が終了した際、個人情報が記録された資料等の返還、処理とありますが、弊社の場合システム内のお客様コードを凍結し、従業員が閲覧できないようになりますが、システム内に情報は残ります。 また、個人情報等の資料に関しては、グループ会社にデータごみとして運搬し、業者に処理してもらう流れになるのですが問題ないでしょうか。	個人情報取扱特記事項を遵守したうえで、本契約に係る個人情報の目的外流用及び外部への流出並びに不適切な閲覧等に対する措置を徹底することが可能であれば凍結処理を認めます。 また、個人情報等の資料の処理に関しても上記の措置の徹底が可能である場合は問題ありません。